

社会福祉法人梅の里給食調理等業務委託事業

公募型プロポーザル実施要項

2019年9月

社会福祉法人 梅の里

# I. 一般事項

## 1. 趣旨

社会福祉法人梅の里では、令和2年4月からの法人内事業所における給食調理等の業務を委託する事業者を募集します。その事業者の選定にあたっては、障害福祉施設のもつ特性から高い専門性や安全性の確保など質の高いサービスの提供が求められることから、公募型プロポーザルにより決定します。

社会福祉法人梅の里給食調理等業務委託事業公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）は、本業務の公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めたものです。

## 2. プロポーザル方式概要

- (1) 名称：社会福祉法人梅の里給食調理等業務委託事業公募型プロポーザル
- (2) 主催者：社会福祉法人梅の里
- (3) 参加資格：「I. 4 参加資格要件」のとおり
- (4) 選定方法：公募型プロポーザル方式
- (5) 選定概要：書類審査、試食会・担当者からのプレゼンテーション・発表を元に、提案内容のヒアリング審査を行い選定する
- (6) プロポーザル実施スケジュール

項目	内容
① 実施要項の公表	令和元年9月2日（月）
② 参加表明書の提出期限	令和元年9月20日（金）
③ 現地説明会申込期間	参加表明した日～令和元年9月20日（金）
④ 現地説明会開催	令和元年9月24日（月）～令和元年10月4日（金） の指定した日
⑤ 実施要項等に関する質問受付期間	参加表明した日～令和元年9月30日（月）
⑥ 実施要項等に関する質問回答予定日	令和元年10月11日（金）
⑦ 企画提案書の提出期限	令和元年10月22日（火）
⑧ 一次審査（書類審査）結果の通知	令和元年11月中旬予定
⑨ 二次審査 ※試食会・プレゼンテーションおよび ヒアリングの実施	令和元年11月25日（月）～令和元年12月6日（金） の指定した日
⑩ 二次審査結果の通知	令和元年12月中旬～下旬予定
⑪ 契約締結	令和元年12月下旬

### 3. 委託業務概要

- (1) 委託業務名 社会福祉法人梅の里給食調理等業務委託事業
- (2) 委託期間 令和2年4月1日(水)から令和5年3月31日(水)まで
- (3) 業務内容 「社会福祉法人梅の里給食調理等業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に記載しているとおりの。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。
- (4) 事業規模 年40,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
  - ※上記金額は、管理費と食事代金からなるものとする。
  - ※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すものであり、各年度予算の議決後に効力を有するものである。

※上記は予定であり、本業務の結果により再度検討し、予算決議を行い、理事会で承認を得ることを要件とする。

### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有し、実施要項等に示す業務内容を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- (2) これまでに、社会福祉施設・医療機関等において給食調理業務を3年以上継続した実績を有する者であること。
- (3) 大規模な災害時に食事を提供した実績があること又は大規模な災害に備えた緊急時のマニュアルが整備されていること。厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」の遵守、及びHACCPを取得、もしくは遵守した業務が遂行できること。
- (4) 過去3年間に給食調理業務委託契約を受託業者の都合により途中で解約していないこと
- (5) 過去5年以内に食中毒等による営業停止処分を受けていないこと
- (6) 万が一の事故による法律上の損害賠償責任を履行するため、総合賠償責任保険に加入している者であること。
- (7) 緊急時の連絡体制が整備されていること。
- (8) 業務の履行が継続できなくなった場合に備え、当該業務の履行可能な事業者をあらかじめ定められること。
- (9) 法人またはその代表者が、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (10) 暴力団関係者でないこと。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者は含む。

## 5. 現地説明会

- (1) 実施日時 令和元年9月24日(月)から令和元年10月4日(金)までの指定する日時
- (2) 実施場所 社会福祉法人梅の里(茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766番36)
- (3) 内 容 調理室・食堂・施設及び厨房機器等の確認・説明
- (4) 申し込み 現地見学会参加申込書(様式第5号)を提出すること。参加者は各社2名までとする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送によること
- (6) 提出期限 令和元年9月20日(金)午後5時(必着)
- (7) 提出先 社会福祉法人梅の里推進部総務課
- (8) その他 現地見学会当日は、白衣・帽子・マスク・履物(2足/人)・細菌検査結果(写しでも可)を持参すること、また写真撮影は可とする。

## 6. 応募方法

- (1) プロポーザル参加表明書等の提出先

①提出日 令和元年9月20日(金)午後5時まで(必着)

②提出先 社会福祉法人梅の里(推進部総務課)に郵送又は持参すること

◇住所 〒311-3157

茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766番36

◇電話 029-292-8228(代表)

- (2) 提出書類及び部数

①公募型プロポーザル参加申込書(様式1) -----	1部
②誓約書(様式2) -----	1部
③福祉施設給食業務実績(様式3) -----	1部
④保険等の加入状況について(保険証等の写し添付)(様式4) -----	1部
⑤財務諸表の写し(直近の2箇年分) -----	1部
○会社の概要がわかるパンフレット等-----	1部

## 7. 質問の受付・回答

- (1) 提出書類 質問書<様式第6号>を使用した文書によるものとする

- (2) 提出方法 電子メールまたはFAXにて受付

E-mail : ainoie@blue.ocn.ne.jp

FAX : 029-292-8328

※質問書の電子メールに使用する件名は次の表記とすること

・件名「社会福祉法人梅の里給食調理等業務委託質問書」

- (3) 受付期間 参加表明の日から令和元年9月30日(月)午後5時まで

- (4) 回答方法 すべての質問を取りまとめた後、令和元年10月11日(金)までにすべての事業者に対して電子メールにて回答する

## II. 選定及び審査

### 1. 企画提案の審査・選定

#### (1) 企画提案書の受付及び提出先

- ①提出日 令和元年 10 月 22 日（火）午後 5 時まで（必着）
- ②提出先 社会福祉法人梅の里推進部総務課に郵送または持参すること

#### (2) 提出書類及び部数

①企画提案書（様式第 7 号）	1 2 部
②福祉施設における給食業務に対する考え方（様式第 8 号）	1 2 部
③通常の業務内容について（様式第 9 号）	1 2 部
④食物アレルギー対応食に対する考え方（様式第 10 号）	1 2 部
⑤介護食に対する考え方（様式第 11 号）	1 2 部
⑤行事等への対応について（様式第 12 号）	1 2 部
⑥安全衛生管理に対する考え方（様式第 13 号）	1 2 部
⑦危機管理・非常時に対する考え方（様式第 14 号）	1 2 部
⑧責任者配置予定書（様式第 15 号）	1 2 部
⑨調理業務実施体制に関する考え方（様式第 16 号）	1 2 部
⑩調理従事者等の育成に関する考え方（様式第 17 号）	1 2 部
⑪調理業務開始までの準備について（様式第 18 号）	1 2 部
⑫見積書（様式第 19 号）	1 2 部

### 2. 企画提案の審査・選定

#### (1) 選定方法

企画提案の選定にあたっては、「社会福祉法人梅の里給食調理等業務委託事業候補者選定委員会」において選定する。

#### (2) 「社会福祉法人梅の里給食調理等業務委託事業公募型プロポーザル事業候補者選定基準表」に基づき、審査及び評価する。

#### (3) 第一次審査（書類審査）

参加要件を満たしている参加表明団体から提出された企画提案書等を総合的に点数評価する。評価点の高い上位 5 社は原則として第二次審査に参加するものとする。

審査結果は 11 月中旬に郵送する、なお、選定に関する異議は受け付けない。

#### (4) 第二次審査（試食会およびプレゼンテーション）

企画提案書に基づく試食会・プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者を選定する。

- (ア) 開催期日：日時、場所は参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

(イ) 所要時間：1 事業者につき 60 分以内とする。

(プレゼンテーション・試食会 45 分以内、質疑応答 15 分以内)

(ウ) ヒアリングの出席者は 5 名以内とし、本件業務の担当者が提案書を説明するものとし、本業務に直接携わらない者の出席は認めない。

(エ) 試食は審査委員全 12 名分の食事を用意する。量は 1 人分の量の半分程度とする。

メニューは平均的な給食例（主食・汁物・主菜・副菜等・デザート等）とする。

調理設備・機器の持ち込み、使用は認めないため、予め用意された料理をその場で提供することとする。

(オ) その他：プレゼンテーションは、企画提案書をもとに行うものとし、パソコン等の使用可とする。また当法人にてスクリーン・プロジェクター・パソコンの用意をするが、適宜持ち込みも可とする。なお、持参する場合は、提案者の責任において接続を行うこと（事前確認可）

#### (5) 選定結果

審査結果は、企画提案書類を提出した全ての団体に速やかに「プロポーザル審査結果通知書」を交付する。なお、選定に関する異議は受け付けない。

### Ⅲ. その他

#### 1. 優先交渉権の特定

審査の結果、選定委員会の点数が最も高かった者が、社会福祉法人梅の里給食業務委託を随意契約で締結するにあたり、優先交渉権を得る。ただし、優先交渉権者が契約締結するまでの間に、この要項等における参加資格を有しなくなった場合や業務内容の見直し等により辞退となった場合は、評価結果が次点の団体が新たに優先交渉権を得て手続きを行う。

#### 2. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 企画提案書について、期限内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要項に違反した場合

#### 3. その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、それぞれの応募者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (3) 参加表明書提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式第 20 号）を提出すること。

- (4) 企画提案書その他の提出資料については返却しない。
- (5) 企画提案書は1社につき1案しか行うことができない。
- (6) 提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (7) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (8) 審査結果については、社会福祉法人梅の里ホームページに公表するものとする（事業者名については、最も点数の高かったもののみ公表）
- (9) 契約締結前に、優先交渉権者の提出書類または提案内容に虚偽等があることが判明した場合は、次点の提案者を繰り上げて受託予定者に決定するものとする。